

臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金

平成 26 年 4 月から消費税率が 8 % へ引き上げられたことに伴い、所得の低い人、子育て世帯への影響を緩和するために給付金を支給します。受け取ることができるのはどちらか 1 つの給付金です。

《 制度概要など詳しい内容は今月号の折り込みチラシをご覧ください 》

臨時福祉給付金…所得の低い人の負担を緩和

■支給対象者 平成 26 年 1 月 1 日に三芳町に在住で、平成 26 年度分（平成 25 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの所得に対して）の町民税（均等割）が課税されていない人が対象です。
※本人が非課税であっても、課税されている人の扶養親族となっている場合、生活保護受給者などは対象となりません。

■支給額 1 人につき **1 万円**。次の加算対象者は一人につき 5 千円を加算します。
《 高齢・障害・遺族基礎年金、児童扶養手当、特別障害者手当の受給者など 》

子育て世帯臨時特例給付金…子育て世帯の負担を緩和

■支給対象者 平成 26 年 1 月 1 日に三芳町に在住で、平成 26 年 1 月分の児童手当・特例給付を受給している人で、平成 26 年度（平成 25 年 1 月 1 日から 12 月 31 日まで）の所得が児童手当所得制限限度額未満の人。
※臨時福祉給付金の対象となる児童、生活保護受給者となっている児童などは対象となりません。

■支給額 対象児童 1 人につき **1 万円**。

申請方法と受け取り方法

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の対象見込みの人には 6 月末から順次申請書を送付する予定です。支給対象にも関わらず申請書が届かない場合は担当課にお問い合わせください。

- 申請先 三芳町役場 1 階 臨時給付金窓口（返信用の封筒をご利用ください）
- 申請期間 7 月 1 日（火）から 12 月 26 日（金）
- 受取方法 申請書に記載した指定口座に入金します。

問い合わせ先

■申請方法などに関する問い合わせ（役場代表 ☎ 049-258-0019）

- ・臨時福祉給付金について → 福祉課 / 臨時福祉給付金担当まで
- ・子育て世帯臨時特例給付金について → こども支援課 / 子育て世帯臨時特例給付金担当まで

■臨時給付金の制度に関する問い合わせ

厚生労働省 → 2 つの給付金に関する専用ダイヤル ☎ 0570-037-192



今回の給付金を悪用した「振り込め詐欺」「個人情報の詐取」にご注意ください。自宅や職場に市町村や厚生労働省の職員をかたった怪しい電話等がきたら迷わず最寄りの警察署、または警察相談専用電話（# 9110）にご連絡ください。

▶▶▶ 中学校卒業までの子どもが対象

中学校卒業まで（15 歳の誕生日後最初の 3 月 31 日まで）の児童を養育している人に下記の内容で支給をします。

年齢要件等による支給月額

年齢要件など	支給月額
3 歳未満（一律）	15,000 円
3 歳以上 第 1, 2 子	10,000 円
小学校修了前 第 3 子以降	15,000 円
中学生（一律）	10,000 円
※所得制限対象者（一律）	5,000 円

※第 3 子以降とは高校卒業まで（18 歳の誕生日後最初の 3 月 31 日まで）の養育している児童のうち 3 番目以降をいいます。

所得制限限度額表

扶養親族数	所得額（万円）
0	622
1	660
2	698
3	736
4 以上	1 人増ごと +38 万円

※受給者の所得が左記の額以上の場合、特例給付として児童 1 人あたり月額一律 5,000 円を支給。老人扶養親族がいる場合 1 人につき、所得制限限度額に 6 万円を加算します。



支給される時期は？

原則毎年 6 月、10 月、2 月にそれぞれの前月分までの手当を支給します。現在、児童手当を受給している人は、6 月中に現況届を提出しない場合、支給が一時差し止めとなります。対象者には必要な書類を 6 月上旬に郵送しますので、届かない場合は、こども支援課へご連絡ください。※公務員の人は職場に申請をしてください。

▶現況届提出期限 **6 月 30 日**（月）

提出がない場合、6 月分以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

支給月	予定支給日	支給対象月
6 月	6 月 10 日（火）	2 月分～5 月分
10 月	10 月 10 日（金）	6 月分～9 月分
平成 27 年 2 月	平成 27 年 2 月 10 日（火）	10 月分～平成 27 年 1 月分

原則、申請した月の翌月分からの支給となりますが、誕生日や転入した日（異動日）の翌日から 15 日以内であればその翌月分からの支給となります。ただし、申請が遅れると遅れた月分の手当が受けられなくなりますので十分ご注意ください。

こんなとき、どうすればいいの？

- ※初めて子どもが生まれたとき…出生後受給資格が生じた日の翌日から 15 日以内に申請が必要です。（里帰り出産などで期限内の申請が困難な場合は、あらかじめお問い合わせください。）
- ※第 2 子以降の出生で養育する子どもが増えた場合など…手当額が増額となる事由が発生した日の翌日から 15 日以内に申請が必要です。
- ※三芳町に転入したとき…転入した日（転出予定日）の翌日から 15 日以内に申請が必要です。
- ※公務員になったとき、公務員でなくなったとき…三芳町と勤務先に届け出と申請をしてください。公務員の場合、勤務先から手当が支給されるため、公務員になった、公務員でなくなったときは、その翌日から 15 日以内に申請が必要です。

寄せられるよくある質問にお答えします。

児童手当の受給者は父母のどちらですか？

- 児童の主たる生計者（所得の高いほう）が申請者となります。ただし、同額に近い場合は以下を総合的に判断します。
- ◎父母の所得状況（恒常的に所得の高いほう）
 - ◎所得税などの扶養控除の適用状況（父母のどちらの被扶養者になっているか）
 - ◎健康保険適用状況（父母どちらの扶養親族になっているか）
 - ◎住民票上の取り扱い（父母どちらが世帯主となっているか）
- ※父母が離婚協議中で別居し、離婚協議中であることをあきらかにできる書類がある場合は、上記に関わらず、同居している父母。

離婚した場合、児童手当の支給はどうなりますか？

離婚後、児童を監護する人が変わる場合、現在の受給者が「受給事由消滅届」を、新たに監護する人が「認定請求書」を提出します。このように受給者が変更となった場合でも、申請月の翌月分からの支給開始となります。詳細はこども支援課にお問い合わせください。

児童を養育している人に家庭などにおける生活安定、児童の健全な成長のため、児童手当・特例給付を支給します。

児童手当を受けけるには 6 月 30 日までに 現況届提出が必要です。

☎ こども支援課 内線 242～244

